

池田市立緑丘小学校
いじめ防止・対策
基本方針

令和5(2023)年5月

第Ⅰ部 教職員マニュアル

I. いじめ問題に関する基本的な考え方

1. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことがいじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要である。

本校では、「自ら学び、心豊かで、たくましく生きる子どもの育成」を教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここにいじめ防止基本方針を定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

[文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より]

(注1) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、該当児童生徒がかかわっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒何らかの人間関係のある者を指す。

(注2) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」などのように、直接的にかかわるのではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注3) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

3. いじめに関する基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑩は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

①いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。

いじめは子どもの成長にとって必要な場合があるという考えは認められない。

②いじめは、すべての児童・学級・学校に起こりうる問題である。

どの学校、どの学級の児童においても、いじめはおこり得る。

また、子どもたちの誰もがいじめを行う者にもいじめを受ける者にも成り得ること、さらに、いじめを受けた者がいじめを行う者に、またはその逆になることもある。

③いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されない。

実際に手出しはしないが、見てはやし立てる児童、「関わりたくない」「仕返しがこわい」などの理由から、傍観するものも多い。見て見ぬ態度はいじめの助長につながり、いじめを行う児童に加担することにもなる。

児童の態度いかんで、いじめの抑止力にも成り得るため、児童がいじめについて正しく認識することが大切である。

④いじめの様態は様々である。

いじめの行為が発見されやすいものと、表出しにくいものなど、その様態は様々である。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる 等

⑤いじめは、児童からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。

いじめを受けている事実を知らせることにより自尊心が傷つく、親に心配をかけたくない、さらなるいじめを受けることへの不安等により、事実を口にしないことや、アンケート調査の回答に事実を反映させないことも少なくない。

また、事実を隠し平静を装ったり、明るく振舞ったりすることもある。

さらに、自分自身に原因があると自責の念に駆られ、自分の存在を否定する気持ちに陥ったり、具体的な行動(自傷行為や命にかかわる重大事故)につながったりすることもある。

いじめを受けているストレスや欲求不満の解消を他の児童に向けることもある。

⑥いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。

本人にはいじめとしての自覚は無く、冷やかしかからかい、いたずら等の遊び感覚で行為に及んでいることもあり、いじめを受けている児童との意識に大きな差が見られる。

また、いじめを受けている児童にも問題があると考え、いじめ行為を正当化する間違った認識も一部には存在する。

さらに、周囲との差異や個性を柔軟に受け入れることができないことにより、いじめが発生したり、自分がターゲットにならないために、いじめ行為に加わったりすることがある。

⑦いじめは、解消後も注視が必要である。

アンケート調査等により認知したいじめについて、関係児童を指導し問題が収束、解消したとらえた事案についても、時間を置いて再発する可能性を含んでいる。

また、以前に把握した際の内容とは異なるいじめの様相、サインを発することもある。

⑧いじめは、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。

教師の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長してしまったりすることもあり得る。そのため、日頃からの「いじめは絶対に許されない」とする毅然とした態度、個性や差異を尊重する姿勢を示し、道徳教育や心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて、教師が正しく認識し指導することが大切である。

⑨いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。

わが子の健全な育ちに責任を持つことや、しつけや指導の仕方、いじめについてのとらえ方など、家庭の様子が児童に与える影響は大きい。

家庭から得る深い愛情や精神的な支え、信頼関係、親子の会話やふれあい、子どもを学校に通わせるうえで必要な配慮や準備の有無など、家庭教育の在り方が、児童のいじめにつながる言動に反映されている場合もある。

⑩いじめは、家庭・学校・関係機関・地域社会が連携して取り組むべき問題である。

児童の様子をいち早くキャッチした者が、その当人を取り巻く全ての関係者と連携して、それぞれの立場から解決に向けた責務を果たす必要がある。

Ⅱ. いじめの未然防止に向けて

(1) いじめを許さない学校・学級づくり

- ① 「発生してから対応する(事後処理)」という考え方から、「問題が発生しにくい学校風土を作る(未然防止)」という考え方への転換が必要である。すべての児童を対象に、健全な社会性をはぐくみ、当たり前のことを当たり前に行っていく、善いことは善い、悪いことは悪いと伝えていくことが、学校教育本来の活動だと全職員がとらえる必要がある。
- ② いじめを受けた者を守るという意味だけの未然防止策ではなく、いじめを行わせないという意味での未然防止策が必要である。
- ③ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の生徒に徹底させること。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめ行為と同様に許されないという認識、また、いじめを受けていることを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、児童にしっかり定着させる。
- ④ 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを育成し、友情の尊さや信頼関係の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について、児童が心から価値意識を感じるよう適切に指導しなければならない。特に、学級経営、人権教育、道徳教育を通して、このような指導の充実を図る。
また、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活体験を豊かなものとする教育活動を行う。
- ⑤ 学級活動や児童会活動などの場を活用して、子ども自身がいじめの問題解決に向けてどう関わったらよいかを考え、行動できるようになるよう、主体的に取り組む教育活動を行う。

(2) いじめの未然防止に向けた手だて

①学級経営の充実

- ア. 児童に対する教師の受容的、共感的な態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、障がい・国籍・疾患等による差別心をもたず、互いを認め合う学級を作る。
- イ. 児童の自発的な活動を保証し、規律と活気のある学級集団づくりをすすめる。
- ウ. 正しい言葉遣いができる集団を育てる。
・いじめの大半は言葉によるものであるため、人権意識を欠いた言葉遣いには適宜指導を行う。 例)「きもい」「うざい」「死ぬ」
- エ. 年度初めに学級のルールや規範を定め、児童が守れるように年間を通じて継続的に指導を行う。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底することも重要である。
- オ. 定期的に行う生活アンケート(元気調査)や各種学力調査における生活実態調査の結果、児童の欠席・遅刻・早退の回数、普段と異なる表情や体調不良等などから実態を把握し、変化の兆候を素早くつかむとともに早期対応につなげる。
- カ. 学級担任として、自らの学級経営のあり方を定期的に見つめ直し、見直しをもってすすめる。

②授業中における指導の充実

- ア. わかる授業づくりを進め、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
- イ. 発言や集団への関わりに消極的な児童もいるため、教師が適切に支援を行い、満足感や達成感、連帯感をもてるように配慮する。

③道徳の授業の充実

自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成など、いじめ防止に深く関わりのある題材を取り上げることが指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫する。

④学級活動の充実

- ア. 話し合い活動を通して、いじめにつながるような問題の解決を図る。
- イ. 子ども自らが主体的に取り組む活動の中で、互いを認め合い、心のつながりが持てるような場を意識的に設定する。

⑤学校行事の工夫

自己有用感や自己肯定感を育むために、様々な学校行事の取組みを工夫し、児童の活躍の場を設定する。各特別活動や行事の実施後は、必ず振り返りを実施し、児童一人ひとりが達成感を実感し今後の展望が持てるようにする。

⑥児童会活動の工夫

児童が主体となって、自らいじめ問題の予防と解決に取り組めるよう、児童会活動を活用する。

⑦生命尊重やいじめ防止を目的とした取組の充実

学校全体や学年・学級単位で、生命や人権を尊重する取組み、いじめ防止に向けた取組みを行う。

⑧情報モラル教育の充実

パソコン、携帯電話、スマートフォン等を使って、意図的または無自覚にいじめを行う者やいじめを受ける者になるケースがある。情報モラルの授業のほか、道徳、学級活動などの中で関連性をもたせながら情報モラル教育に取り組む。その際、外部講師などを有効に利用する。

⑨発達障がいのある子ども等へのいじめを防ぐ

発達障がいのある子どもに対するからかい等からいじめへの発展を防止するため、専門職を交えて、教職員間で障がい特性の理解や具体的かかわりの共通認識をもとに、周りの児童への指導や本人への配慮等の対応方法を工夫する。

Ⅲ. いじめの早期発見に向けて

(1) いじめを発見する手立て

①教職員と児童との日常の交流を通しての発見

休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。また、言動や服装等に普段と異なる様子が見られる場合には、教職員から声をかけ様子をうかがう。

②複数の教職員の目による発見

- ア. 多くの教職員が様々な教育活動を通して子どもたちにかかわることにより、発見の機会を多くする。
- イ. 教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、トイレや特別教室付近などを確認したりすることも気になる場面の発見につながる。
- ウ. 教職員がいない場所ほどいじめが起りやすいという認識のもとに、休み時間、昼休み、放課後の校内巡視を積極的に行うことも、発見を容易にする。

③アンケートの実施と分析

- ア. いじめも含めた「生活アンケート(元気調査)」等の調査を学校全体で計画的に取り組む。
- イ. アンケートの集計や分析には、担任を中心に複数の教職員であたり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の助言を得ることも有効である。
- ウ. 児童の人間関係に変化が表れる時期(新年度や長季休業明け等)や、学年末でクラス替えに伴う人間関係上の不安を感じる時期に実施することも有効である。

④教育相談を通じた実態把握

- ア. 児童が希望する時には相談ができる体制を整えておく。
- イ. 相談の結果について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な立場から助言を得る。

⑤学級内の人間関係を客観的に把握

学級内での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展しているケースもある。

担任の思い込みを避けるためには、教師の間の情報交換や各種調査による点検も必要である。

(2)いじめを訴えることの意義と手段の周知

- ①「いじめを訴えることは、人権と生命を守ることに繋がる」ことであると日頃から指導し、浸透させる。
- ②学校における「いじめ相談」への対応について家庭や地域に周知する。
 - ・担任はもとより、養護教諭等、誰でも話しやすい教職員に伝えてよい。
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーへの相談の申し込み方法を周知する。
 - ・学校の電話番号や代表アドレスを周知し、様々な方法で相談できることを周知する。
- ③関係機関(いじめ相談室、電話相談)へのいじめの訴えや相談方法を児童、家庭、地域に周知する。
 - ・関係相談窓口資料を配布、掲示等により周知を図る。
- ④匿名による訴えへの対応

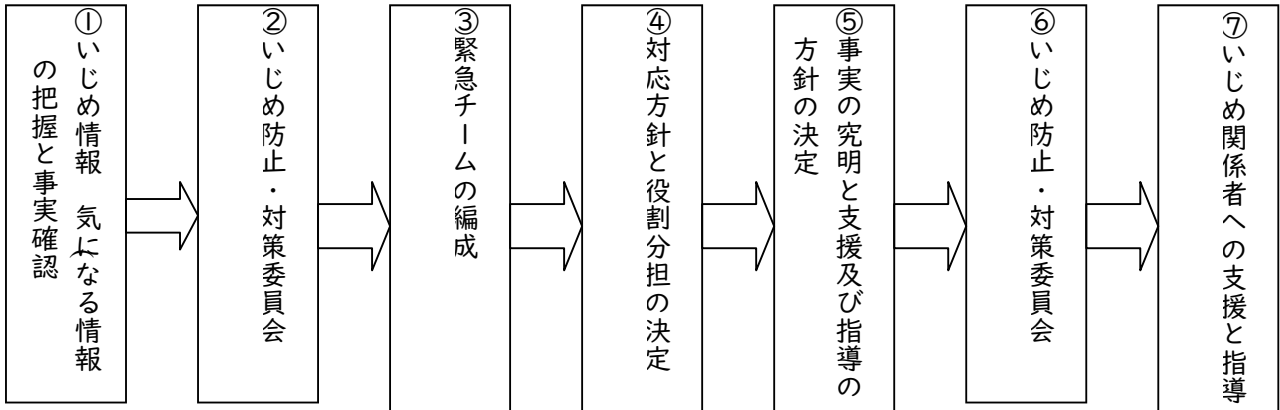
匿名で訴えたい気持ちに理解を示しながらも、早期に確実にいじめを解決するためには氏名等の情報を得る必要があることを伝え、相談機関は秘密を厳守して意向に添った対応を行うことを周知する。

(3)保護者や地域からの情報提供

- ①日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取り組みを保護者、地域に周知し、共通認識に立って、いじめの発見及び情報提供に協力を求める。
 - ・保護者への協力依頼
 - ・PTA との相互連携
 - ・地域(民生児童委員・地区福祉委員・生活指導協力委員・学校協議会等)への協力依頼
- ②保護者が児童の変化が読み取れるよう「家庭における日常的な観察のポイント」など知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知する。

IV. いじめの発見から解決まで

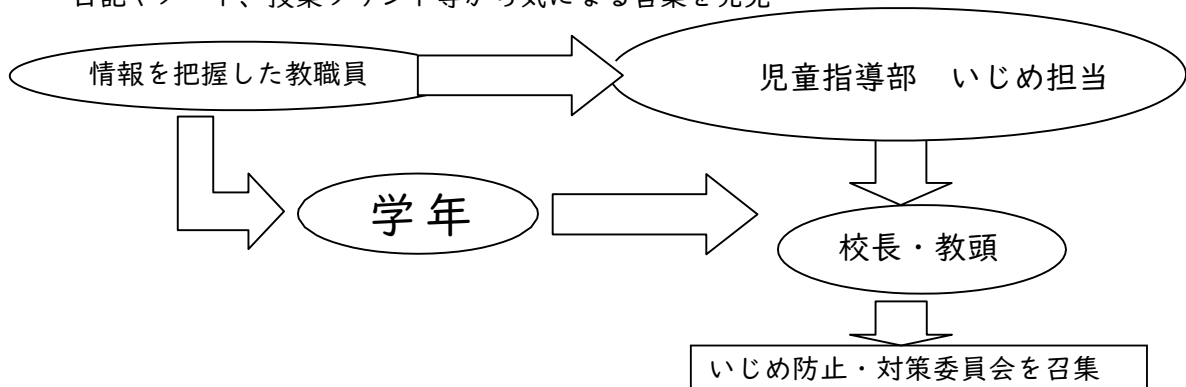
(1) 発見から指導、組織的対応の展開



① いじめ情報(気になる情報)の把握と事実確認

情報の把握

- ・ いじめが疑われる言動を目撃
- ・ アンケート調査への回答
- ・ 日記やノート、授業プリント等から気になる言葉を発見
- ・ 児童や保護者からの訴え
- ・ 他の教職員からの情報提供



留意点

- ・ 児童指導部いじめ担当への報告を速やかに行う。
- ・ 把握した教職員一人で解決しようとするしない。
- ・ 関係児童の担当教職員の指導力が否定されるととらえ、報告がされない、または遅れることがないようにする。

② いじめ防止・対策委員会

事案について共通理解し、必要に応じて緊急対応チームを編成する。

③ 緊急対応チームの編成

事案に応じて柔軟にチームを編成する。

校長、教頭、首席、特別支援コーディネーター、学級担任 当該学年担任、支援学級担任、児童指導部いじめ防止担当、専科、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

④対応方針と役割分担

ア. 情報の整理

- ・ いじめの態様、関係者、被害者、加害者等、周囲の児童の様子(学級、部活動等)

留意点

- ・ 緊急度の確認「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認
- ・ 事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認
(聴取は複数体制が望しい。)

イ. 役割分担

- ・ 被害者からの事情聴取と支援担当(学年教職員など)
- ・ 加害者からの事情聴取と指導担当(学年教職員など)
- ・ 周囲の児童と全体への指導担当(学年教職員など)
- ・ 保護者への対応担当・関係機関への対応担当(担任、教頭、校長など)

⑤事実の究明と支援及び指導の方針決定

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくりと聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。聴取は、いじめを受けた者、周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)、いじめを行った者に対して行う。徹底的な事実の究明を行う。

聞き取りの際の留意点

- いじめられている子どもや、周囲の子どもからの聞き取りは、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者が複数いる場合には、個々に聞き取りを行う。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教職員で確認しながら聞き取りをすすめる。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
- 聞き取りを終えた後は、教職員が保護者に直接説明を行う。また、事案の内容や児童の様子により当該者を自宅まで送り届けるなど配慮する。

聞き取りの段階ではではないこと

- いじめられている子どもといじめている子どもを、同じ場所で事情を聴くこと。
- 注意、叱責、説教だけで終わること。
- 双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- 当該者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導をすること。

⑥いじめ防止・対策委員会

事案について調査報告を受け、いじめの関係者への支援・指導方針を決定する。

⑦いじめの関係者への支援と指導

ア. いじめを受けている児童への対応

○基本的な姿勢

- ・いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方となり、守り通すことを約束する。
- ・子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

○事実の確認

- ・担任を中心に、児童が話しやすい教職員等が対応する。
- ・いじめを受けた悔しさや辛さにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

○支援

- ・時間や場を確保し、じっくりと聞く体制を整え、安心感を与える。
- ・学校は、いじめを行う児童を絶対に許さないことや、今後の指導の仕方について伝える。
- ・自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子どものよさや優れているところを認め、励ます。
- ・いじめを行う児童との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- ・学校は、安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師等の連絡先、相談機関の連絡先を教えておく。
- ・「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。
- ・いじめ問題が原因で、当該児童やその保護者が転校を希望する場合には、上記のような支援を具体的に行い、いじめ問題の解決に向けた環境整備や再発防止の取組みについて理解を促す。

○経過観察等

- ・連絡帳や日記、や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- ・自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友だちとの関係づくりを支援する。

イ. いじめを行った児童への対応

○基本的な姿勢

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。
- ・心理的な独立感、疎外感を与えることがないようにするなど、一定の教育的配慮のもとに指導を行う。

○事実の確認

- ・対応する教職員は中立の立場で事実確認を行う。
- ・話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

○指導

- ・いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることを気付かせ、他者の痛みを理解できるよう根気強く継続して指導する。
- ・自分がいじめを行ったことの自覚をもたせ、責任転嫁等を許さない。
- ・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- ・不平不満、本人の満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

- ・いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめを受けている児童を守るために、いじめを行った児童に対し出席停止の措置を講じたり、警察等関係機関の協力を求めたり、厳しい対応策を取ったりすることも必要である。
- ・出席停止の措置を講ずる場合には、その後の展望について指導プログラムを作成し、順序を追って適切な指導を行うとともに、教育委員会や保護者間で十分な共通理解、及び連携を図る。

○経過観察等

- ・連絡帳や日記、面談などを通して、教職員との交流を続けながら変化や成長を確認していく。
- ・授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

ウ. 傍観したり周囲にいたりした児童への対応

○基本的な指導

- ・いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- ・いじめの問題に、教職員が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

(2)保護者との連携

①いじめを受けた児童の保護者との連携

- ア. 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問等を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- イ. いじめを受けた児童を、学校として徹底して守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ウ. 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの児童の様子等について情報提供を受ける。
- エ. いじめの全貌が分かるまで、いじめを行った児童の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- オ. 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

保護者の不信をかう対応

- 保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言う。
→事実を調べ、いじめがあれば児童を必ず守る旨を伝える。
- 「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発信をする。
- 電話で簡単に対応する。

②いじめを行った児童の保護者との連携

- ア. 事情聴取後、児童を送りとどけながら家庭訪問を行う等、事実を経過とともに伝える。
- イ. いじめを受けた児童の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ウ. 指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- エ. 誰もが、いじめを行う側にも、いじめを受ける側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- オ. 事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者でないなどしたり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の児童を思う信念を示し、理解を求める。

保護者の不信をかう対応

- 保護者を非難する。
- これまでの子育てについて批判する。

③保護者との日常的な連携

- ア. 年度当初から、学年だよりや学級懇談などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- イ. いじめや暴力の問題の発生時には、いじめを受ける側、いじめを行う側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

(3)教育委員会への報告及び関係機関との連携

①具体的な関係機関と連携を必要とする状況

深刻ないじめの解決にあたっては、速やかに教育委員会へ報告(相談)する。また、警察、子ども家庭センターとの連携も図っていく。

②警察・サポートセンター・子ども家庭センターとの連携について

学校は地域の警察・サポートセンター・子ども家庭センターとの連携を図るため、定期的にまたは必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが大切である。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署やサポートセンター等に相談し、連携して対応することが必要である。児童の生命・身体が安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要がある。

第2部 組織対応マニュアル

I. いじめ問題に取り組む体制の整備

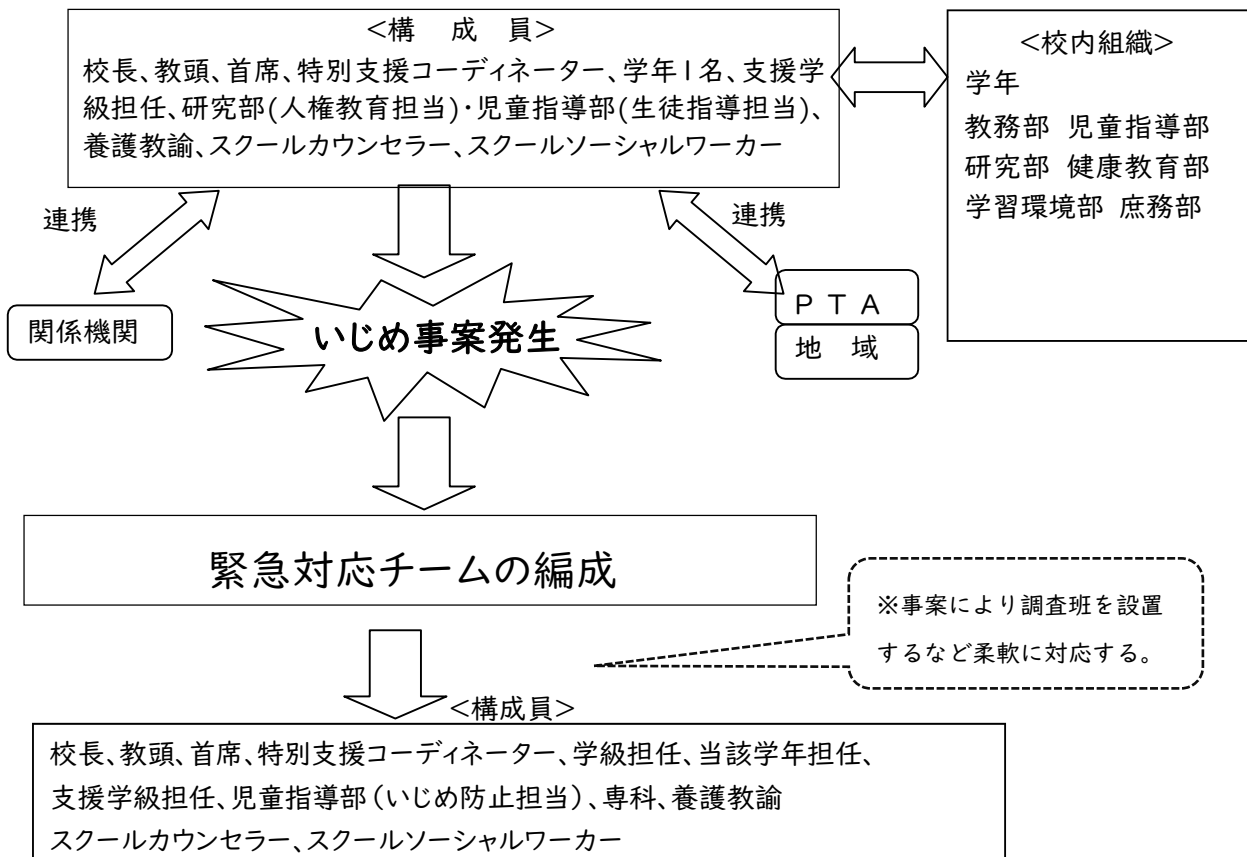
いじめ問題への取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもとに全教職員が「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取り組みを、あらゆる教育活動において展開することが求められている。

本校においては、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、学校長を委員長とする「いじめ防止・対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を実施する。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開することが大切である。

1. いじめ防止・対策委員会の設置について

いじめ防止・対策委員会は、学校長が任命した教頭、首席、特別支援コーディネーター、学年1名、支援学級担任、研究部(人権教育担当)・児童指導部(いじめ防止担当)、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをメンバーとして設置する。メンバーは実態に応じて柔軟に対応する。

○いじめ防止・対策委員会は、いじめ対策に特化した役割を担う。



2. 年間を見通したいじめ防止・指導計画の整備について

- いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。
そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。
- 計画を作成するにあたっては、教職員の研修、児童への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進することが重要である。
- いじめ防止・対策委員会は、年数回検討委員会を開催し、取組みが計画どおり進んでいるか、いじめの対処の検証、必要に応じた基本方針や計画の見直しなどを行う。

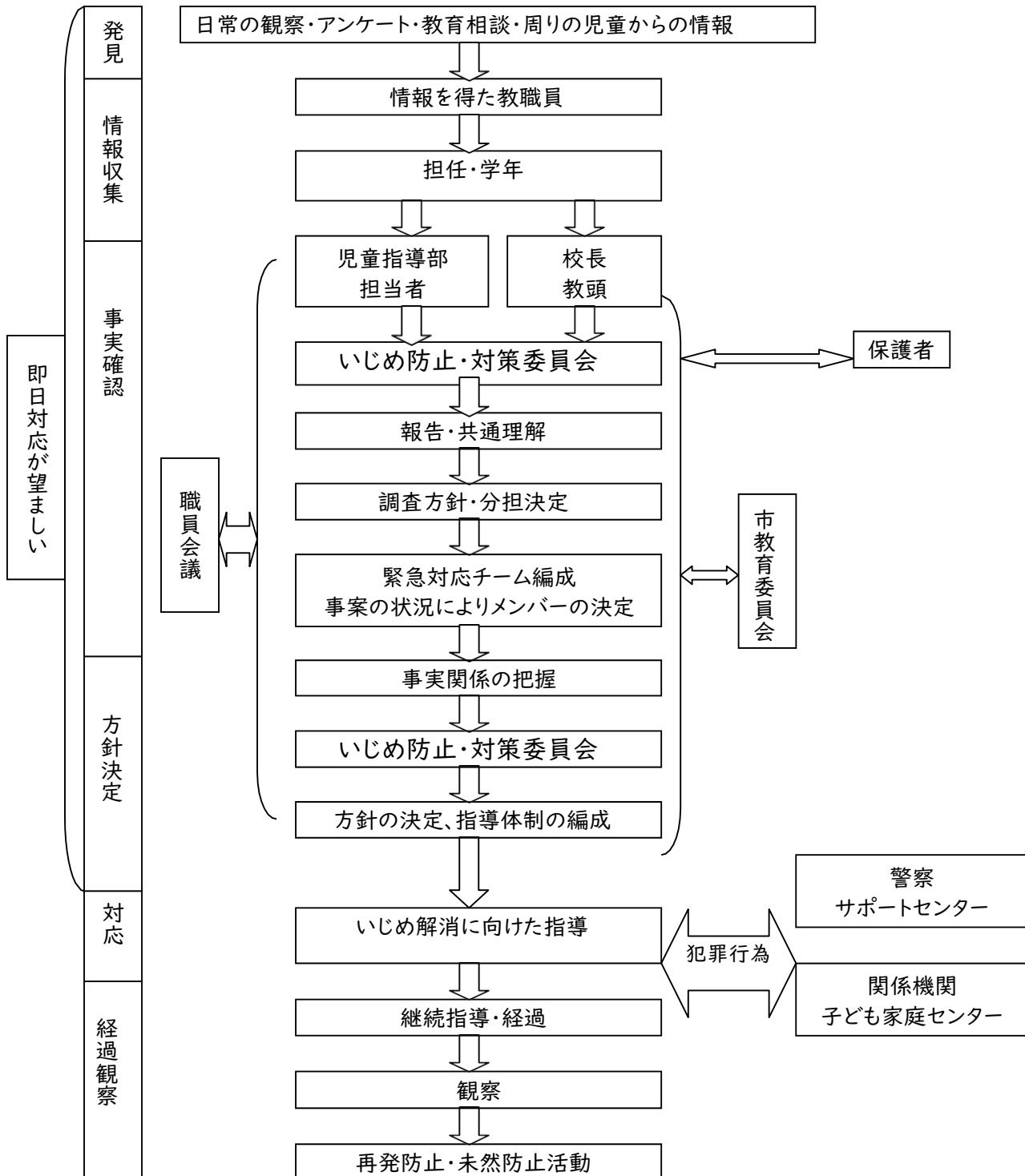
緑丘小学校 いじめ防止年間計画

	低学年（1・2年）	中学年（3・4年）	高学年（5・6年）	学校全体
4 ・ 5 月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知	第1回 いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） 「学校いじめ防止基本方針」の周知
6 月	引継ぎ等による家庭での様子の把握（把握された児童状況の集約） 授業参観・学級懇談 個人懇談	引継ぎ等による家庭での様子の把握（把握された児童状況の集約） 授業参観・学級懇談 個人懇談	引継ぎ等による家庭での様子の把握（把握された児童状況の集約） 授業参観・学級懇談 5年自然学舎 6年修学旅行 個人懇談	P T A総会で方針の趣旨説明
7 月	生活アンケートの実施	生活アンケートの実施	生活アンケートの実施	生活アンケート等の回収・集約
8 月	校内研修会	校内研修会	校内研修会	
9 月				第2回委員会（進捗確認）
10 月				
11 ・ 12 月	個人懇談 生活アンケートの実施	個人懇談 生活アンケートの実施	個人懇談 生活アンケートの実施	生活アンケート等の回収・集約 第3回委員会（状況報告と取組みの検証）
1 月				
2 月	生活アンケートの実施 授業参観、学級懇談	生活アンケートの実施 授業参観、学級懇談	生活アンケートの実施 授業参観、学級懇談	生活アンケート等の回収・集約
3 月	学級編成	学級編成	学級編成 小中引継ぎ(6年)	第4回委員会（年間の取組みの検証、新年度に向けて）

Ⅱ. いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたため、児童をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。

そういった状況を避けるためにも、校長がいじめ対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが必要である。



※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの解消に向けて取組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、はじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。

ただし、いじめが重篤な場合や、いじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した情報をもとに、十分に検討協議し、慎重に対応することが必要。

生命または身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- 速やかに教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を教頭とし、誠実な対応に努める。

Ⅲ．関係機関との連携

学校だけで解決困難な事案に関しては、教育委員会や警察、子ども家庭センター等との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や児童指導部担当などが中心となって、日頃から学校や地域の情報についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」が大切である。

1．教育委員会との連携について

学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。

解決が困難な事案については、必要に応じて教育委員会が主導し、警察などの関係機関を交えて対策を協議し、早期の解決を目指すことが求められる。

2．出席停止措置について

いじめを繰り返している児童に対しては、日頃からきめ細やかな指導や面談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の成果があがらず、他の児童の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は、出席停止の措置を含めた対応を検討する必要がある。（学校教育法第 35 条）

※出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利を保護するという観点から設けられている。

学校教育法第 35 条

1. 公立の小・中学校において、性行不良であつて他の児童生徒の教育の妨げがあると認められる児童生徒があるとき、市町村の教育委員会は、その保護者に対して、児童生徒の出席停止を命じることができる。
 - ①他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為。
 - ②職員に障害又は心身の苦痛を与える行為。
 - ③施設又は設備を破壊する行為。
 - ④授業その他の教育活動の実施を妨げる行為。

2. 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合は、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
3. 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手続きに関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
4. 市町村教育委員会は出席停止の命令に係る児童・生徒の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

3. 就学校の指定の変更や区域外就学について

市教育委員会において、いじめられた児童の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた児童をいじめから守りぬくために、必要があれば就学校の指定の変更や区域外就学について弾力的に対応することが規定されている。

保護者から、市内の他の小学校や他市の小学校に変更したい旨の申し出があれば、市教育委員会と十分に協議する必要がある。

4. 警察との連携について

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて学校警察連絡協議会等を開催し、相互協力する体制を整えておくことが大切である。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署やサポートセンター等に相談し、連携して対応することが必要である。児童の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要がある。

5. 地域等その他関係機関等との連携について

いじめた児童の背景に、家庭の要因が考えられる場合には、こども家庭センターや子育て支援課、民生・児童委員等の協力も視野に入れて対応する必要がある。

IV. 教職員の研修の充実

本校においては、本マニュアルを活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図る。また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施する。さらに、初任者等の若い教職員に対しては、校内でのOJT が円滑に実施されるよう配慮する。

※カウンセリング・マインド研修

すべての教職員を対象としたカウンセラー等によるカウンセリング・マインドの向上を目的とした研修。カウンセリングの技法やストレスマネジメント等研修内容は多岐にわたる。

※OJT(On-the-Job Training)

先輩が後輩に対して具体的な仕事を通じて、必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって全体的な力量を育成する活動である。

V. ネット上のいじめへの対応

1. ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により「いじめ」を行うもの。

<トラブルの事例>

■ネット上でのいじめ

- ・ SNSでのいじめ
- ・ ブログでのいじめ
- ・ チェーンメールでのいじめ
- ・ 学校非公式サイト(学校裏サイト)でのいじめ



- ◆匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。

■SNS から生じたいじめ

- ・ Aさんが友だち数人に限定したサイト(SNS)だから安心して、Bさんの悪口を書き込んだところ、Cさんがコピーして他の掲示板に書き込み、Bさんが知ってしまった。その後、同掲示板に Aさんへの誹謗中傷が大量に書き込まれた。



- ◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

■動画共有サイトでのいじめ

- ・ Aさんは、クラスの数人からプロレス技をかけられていた。その様子は携帯電話でも撮影されていた。そして過激な映像が注目されている動画共有サイトに投稿された。



- ◆一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流されたり、アクセスされたりする危険性がある。

ブログ…「ウェブログ」の略。個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新される Web

サイト。

SNS…「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。コミュニティ型の会員制の Web サイト。

2. 未然防止のためには

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う必要がある。

保護者に伝えるべきこと

○未然防止の観点から

- ・子どもたちのパソコンや携帯電話等を一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- ・インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起きているという認識をもつこと。
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること。

○早期発見の観点から

- ・家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談すること。

3. 早期発見・早期対応のために

○関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- ・書き込みや画像の削除、チェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を児童、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- ・学校・保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要。

<指導するにあたって押さえるポイント>

- ・誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- ・匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙されること。

<チェーンメールに対しての指導のポイント>

- ・チェーンメールの内容は架空のものであり、転送しないことで不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- ・受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容によっては「ネット上のいじめ」の加害者になること。